

## 第29回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月25日(金) 午後2時00分～午後2時53分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員(20名)
4. 欠席委員(3名)
5. 議案

### 議事録署名委員の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地  
利用集積計画の期間延長について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による  
内子町農用地利用集積等促進計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員(3名)

## 7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から7月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が14名出席、推進委員が6名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。毎日暑い日が続いております。雨も最近では降らなくなり、作物の管理に苦労されている方もおられると思います。内子町では落葉果樹が多く作られています。モモが盛んに出荷されていると聞いております。これからブドウ、梨、柿と移っていくと思いますが、昨年はカメムシの被害があり苦労された方も多かったと思います。今年は何とか昨年の分もカバーできるよう頑張っていたいただければと思います。先日新潟の知り合いと話す機会があり、新潟のほうでは雨がなく、稲が枯れているそうです。新潟の知り合いが言うには「今年も米は高いだろう。」と言っておりました。今年も昨年のようにできてくれればと思っております。来月から本格的に稲刈りが始まりますが、そういった状況に注視していきたいと思っております。

それでは、ただいまより第29回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、12件、

報告第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について、1件、

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について7件、

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件、

議案第3号 非農地証明について、3件、

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積等促進計画の決定について、3件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよ

会長

ろしくお願いします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は12件でございます。議案書のほうは1ページから23ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

それでは、報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について、事務局より説明をいたします。

事務局

報告第2号は1件でございます。議案書のほうは24ページ、25ページになります。個別の説明については割愛させていただきますが、地域計画が策定される前に農業経営基盤強化促進法により利用権設定がなされたもので、契約期間の延長を行う旨の報告がありましたのでご報告いたします。

会長

只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の26ページをご覧ください。議案第1号の1についてご説明いたします。

事務局

申請地は、内子町●の農地、田1筆、畑2筆、合計3筆、863㎡です。譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。●さんは、申請地に隣接している●さん所有の住宅を購入し居住する予定となっております。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは●にお住まいで、今回申請地を●さんに売買することになったそうです。●さんは、●で●をしており、新規就農になります。生産に必要な農機具は、クワを保有しており、●さんからトラクターを譲り受ける予定です。その他、必要な農機具があれば購入予定であります。農作業経験はありませんが、両親の農作業の手伝いを20年ほど行っておりますので、農業に必要な技術はあると考えられます。また、申請地までは、車で2分ほどのため、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

2ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、種苗法、農薬取締法などの違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

7月19日、農業委員の●さんと一緒に、申請人代理人である行政書士の●に電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、●にお住まいで十分な耕作管理ができないことから、申請地を●さんに譲り渡すことになったそうです。

●さんは、申請地を譲り受けて農業に取り組みたいとのこと。農業歴はありませんが、両親の農業の手伝いを行っていたことから農業の経験があります。生産に必要な農機具は、クワなど持っており、トラクターを近々譲り受ける予定です。その他、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。また、農作業の従事日数年間150日を見込んでおり、申

- 番
- 委員

請地は車で2分ほどのため、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

農業に関する法令などにも違反していないことから、特に問題はないと思われるので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の2について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の26ページをご覧ください。議案第1号の2についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、畑5筆、合計1,846㎡です。

譲渡人は、●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは●にお住まいで耕作管理が出来ないことから、今回申請地を●さんに譲り渡すことになったそうです。●さんは、内子町●にお住まいで、これまで申請地を借り受けて農業を行っていましたが、この度話がまとまり売買することになったそうです。生産に必要な農機具は、軽トラや動噴などを保有しており、必要な農機具があれば購入する予定であります。農業歴は8年で、両親も農作業を行っていますので、農業に必要な技術はあると考えられます。また、申請地までは、徒歩で5分ほどの距離であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間200日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

4ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、農地法、農業振興地域の整備に関する法

事務局

律、種苗法、農薬取締法などの違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

7月17日、推進委員の●さんと一緒に、申請人代理人である 行政書士の●に電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、県外にお住まいで耕作管理ができないことから、申請地を●さんに譲り渡すことになったそうです。

●さんは、これまで申請地を借り受けて耕作しておりましたが、この度譲り受けて農業に取り組むことになったそうです。農業歴は8年で、両親にも農作業を手伝ってもらっております。生産に必要な農機具は、軽トラックや動噴など持っており、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。また、農作業の従事日数年間200日を見込んでおり、申請地は歩いて5分ほどのため、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

農業に関する法令などにも違反していないことから、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の3について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の26ページをご覧ください。議案第1号の3についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、60㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは相手方の要望により申請地を譲り渡すことになりました。●さんは、内子町●にお住まいで、生

事務局

産に必要な農機具は、軽トラや耕うん機などを保有しており、必要な農機具があれば購入する予定であります。農業歴は65年になりますので、農業に必要な技術はあると考えられます。また、申請地は、自宅から100mほどの距離であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間300日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

6ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、農業振興地域の整備に関する法律、種苗法、農薬取締法などの違反は見受けられません。農地法の違反がありましたが、追認許可済みとなっており、問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしく願います。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

7月16日、農業委員の●さんと一緒に譲渡人の●さん、譲受人の●さんと現地立会のうえ調査し、また申請人代理人である行政書士の●に行き話を聞きました。

譲渡人の●さんは、相手方の要望により申請地を譲り渡すことになったそうです。

●さんは、申請地を譲り受けて農業に取り組むとのこと。農業歴は65年で、妻も農作業を行っております。生産に必要な農機具は、軽トラックや耕うん機など持っており、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。また、農作業の従事日数年間300日を見込んでおり、申請地は歩いて2、3分ほどのため、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

農地法第4条の追認許可済みで、他に農業に関する法令などにも違反していないことから、特に問題はないと思われしますので、ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の4について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の27ページをご覧ください。議案第1号の4についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田2筆、合計1,476㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん他1名、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の7ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、内子町●にお住まいで、新規就農になります。生産に必要な農機具は、トラクターや管理機などを親族から借りて利用する計画であり、この他必要な農機具があれば購入する予定であります。農業歴は、親族の農作業を手伝った経験が20年ありますので、農業に必要な技術はあると考えられます。また、申請地は、自宅から車で10分ほどの距離であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

8ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、種苗法、農薬取締法などの違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

7月16日、農業委員の●さんと一緒に、申請人代理人である行政書士の●に伺って話を聞きました。

譲渡人は、農地の管理ができないことから、申請地を●さんに譲り渡すことになったそうです。

- 番
- 委員

●さんは、申請地を譲り受けて農業に取り組みたいとのこと。農地は所有していませんが、親族の農業を手伝った経験が20年ありますので、農業の経験はあります。生産に必要な農機具は、親族が所有している管理機などを借りて使用することです。また、必要な農機具があれば購入予定であります。農作業の従事日数は、年間150日を見込んでおり、申請地は車で10分ほどのため、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

農業に関する法令などにも違反していないことから、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の5について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の27ページをご覧ください。議案第1号の5についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田3筆、合計4,442㎡です。

譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の9ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、内子町●にお住まいで、申請地を取得して粟を栽培する計画です。生産に必要な農機具は、耕うん機を所有しており、必要な農機具があれば購入する予定であります。農業歴は11年ありますので、農業に必要な技術はあると考えられます。また、申請地は、自宅から徒歩で30分ほどの距離であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

事務局

10ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、種苗法、農薬取締法などの違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

7月17日、農業委員の●さんと一緒に、申請人の●に電話で話を聞きました。

●さんは、申請地を譲り受けて栗の栽培に取り組むとのこと。農業歴は、11年であります。生産に必要な農機具は、耕うん機などっており、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。また、農作業の従事日数年間150日を見込んでおり、申請地は歩いて30分ほどのため、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

農業に関する法令などにも違反していないことから、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の6について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の27ページをご覧ください。議案第1号の6についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、畑3筆、合計669㎡です。

譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、松山市●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の11ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは新規就農になりますが、農作業の経験は4年ほどあります。生産に必要な農機具は、草刈機などを保有しており、必要な農機具があれば購入する予定です。また、●さ

事務局

んは、現在松山市●にお住まいですが、今年の8月上旬までに内子町●に移住予定で、申請地は●の自宅の横になり、徒歩で1分ほどの距離であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

12ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、種苗法、農薬取締法などの違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

7月19日、農業委員の●さんと一緒に、申請人●さんにお会いし、話を聞きました。

譲渡人の●さんは、●にお住まいで十分な耕作管理ができないことから、申請地を●さんに譲り渡すことになったそうです。

●さんは、8月頃までに内子町●に移住し、申請地を譲り受けて農業に取り組みたいとのこと。農業歴は4年あり、生産に必要な農機具は、草刈機など持っております。また、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。農作業の従事日数は、年間150日を見込んでおり、申請地は●の自宅の横で、徒歩1分のため全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

農業に関する法令などにも違反していないことから、特に問題はないと思われしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。次に、議案第1号の7について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の27、28ページをご覧ください。議案第1号の7についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、畑5筆 8, 690㎡です。

譲渡人は、埼玉県●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の13ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは●在住で耕作管理が出来ないことから申請地を譲り渡すことになりました。●さんは、内子町●にお住まいで、農業歴は10年になります。生産に必要な農機具は、軽トラや草刈機などを保有し、必要な農機具があれば購入予定であります。農作業経験は、10年でありますので、農業に必要な技術はあると考えられます。また、申請地は車で5分のほどの所にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

14ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、種苗法、農薬取締法などの違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

7月22日、推進委員の●さんと一緒に、申請代理人の行政書士●に電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、●にお住まいで耕作管理ができないことから、申請地を●さんに譲り渡すことになったそうです。

●さんは、申請地を譲り受けて農業に取り組むとのこと。農業歴は、10年であり、妻や義理の母も農作業を手伝います。生産に必要な農機具は、軽トラや草刈機など持っており、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。また、農作業の従事日数年間150日を見込んでおり、

●番  
●委員

申請地は車で5分ほどのため、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

農業に関する法令などにも違反していないことから、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の29ページをご覧ください。議案第2号についてご説明いたします。地図の方は、29から31ページになります。

申請地は、内子町●の農地、畑6筆 3, 309㎡です。申請人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、植林です。

転用の理由といたしまして、申請地は山間でたびたび獣害にあっており、申請者も高齢となり今後の耕作管理ができないため、スギ・ヒノキを植林として山林として管理していきたいとのことです

それでは、別紙調査書の15ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。申請地の周囲は林地化しており、隣接地とは十分に距離を取って植林することから、周辺への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

7月17日、●委員さんと一緒に現地にて申請人に話を聞きました。先ほどの事務局の説明のとおり、申請地はたびたび獣害にあっており、また、現在88歳と高齢になったため今後農地として管理していくことが困難な状態のため、スギ・ヒノキを植林し山林として管理し

●番  
●委員

たいということです。周囲に与える影響も少なく、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号1、非農地証明について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の32、33ページをご覧ください。議案第3号1についてご説明いたします。地図の方は、34から37ページになります。31ページにお戻りください。

申請地は、内子町●、内子町●の農地、畑9筆 3,826㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の16ページをご覧ください。現地写真は18ページから25ページになります。16ページにお戻りください。

申請理由として、申請地の周囲が山林となり、日照不足となったことに加え、イノシシ等の鳥獣被害が激増して、収穫が極めて少なくなったため、1993年ごろにヒノキ・クヌギを植林し現在に至っているそうです。農地への復旧は困難な状態となっており、始末書も提出されております。また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番  
●委員

7月19日、農業委員の●さんと一緒に、申請人である●さんに電話で話を聞きました。

申請地は、周囲が山林となり日照不足になったことに加え、鳥獣被害が激増し、収穫量が極めて少なくなったため、やむを得ず1993年頃にヒノキ・クヌギを植林し、現在に至っております。

●番  
●委員

現地を確認しましたが、申請地の周辺は山林となっており、周囲の農地への影響は、少ないものと見込まれますので、特に問題は無いものと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませ

んか。  
(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第3号2、非農地証明について審議します。事務局の説明を求め

事務局

ます。それでは、議案書の38、39ページをご覧ください。議案第3号2についてご説明いた

します。地図の方は、40から46ページになります。38ページにお戻りください。申請地は、内子町●、内子町●、内子町●の農地、畑7筆 9, 604㎡です。申請人は、●の●さんです。

それでは、別紙調査書の26ページをご覧ください。現地写真は28ページから35ページになります。26ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は、申請者の父が耕作しておりましたが、鳥獣被害により農作業が困難となり平成12年頃から耕作を放棄しておりました。そのため雑木や雑草が生い茂り、現在では復旧困難な状態となっているため今回申請をされたそうです。また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

事務局から説明がありました。まず●の調査報告を、その後、●の調査報告をお願ひ

●番  
●委員

します。7月17日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人の行政書士●に電話で話を聞

きました。申請地は、申請人の父が耕作しておりましたが、鳥獣被害のため農作業が困難となり平成12年頃から耕作管理を放棄しておりました。

●番  
●委員

そのため、雑木や雑草が生い茂り、現在では復旧困難な状態となったため申請するそうです。

現地を確認しましたが、周囲の農地への影響は少ないものと見込まれますので、特に問題は無いものと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願

●番  
●委員

いします。7月19日、農業委員の●さんと一緒に、現地確認を行いました。

申請地は、申請人の父が耕作しておりましたが、鳥獣被害のため農作業が困難となり平成12年頃から耕作管理を放棄しておりました。そのため、雑木や雑草が生い茂り、現在では復旧困難な状態となったため申請するそうです。

現地を確認しましたが、周囲の農地への影響は少ないものと見込まれますので、特に問題は無いものと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願

会長

いします。調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第3号3、非農地証明について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の47ページをご覧ください。議案第3号3についてご説明いたします。地図の方は、48、49ページになります。47ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 1, 245㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の36ページをご覧ください。現地写真は37ページ、38ページになります。36ページにお戻りください。

申請理由として、申請地の父が耕作しておりましたが、急斜面のため農作業が困難となり平成12年頃に、スギを植林し現在に至っているそうです。農地への復旧は困難な状態となっており、始末書も提出されております。また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではない

事務局

かと考えております。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番  
●委員

7月15日、推進委員の●さんと一緒に、申請代理人の行政書士●に電話で話を聞きました。

申請地は、申請人の父が耕作しておりましたが、急傾斜のため農作業が困難となり約25年前にスギを植林して山林として利用しておりました。現地を確認しましたが、周囲の農地への影響は少ないものと見込まれますので、特に問題は無いものと思われま

す。  
ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積等促進計画の決定について審議

します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の50ページをご覧ください。内子町長より令和7年7月8日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定について承認を求められています。

集積計画の概要ですが、51ページをご覧ください。利用権の新規設定で、田が2筆 3, 140㎡です。

集積計画の内訳については、52ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番 内子町●、内子町●の農地、田2筆、3, 140㎡です。貸付人は、内子町●の●さん、内子町●の●さん、借受人は、松山市●の●で、使用貸借権の新規設定です。

事務局

2番 内子町●の農地、田1筆、2,383㎡です。  
貸付人は、●、借受人は、●さんで、使用貸借権の新規設定です。

3番 内子町●の農地、田1筆、757㎡です。  
貸付人は、●、借受人は、●で、使用貸借権の新規設定です。

以上、いずれの案件も農地中間管理事業の推進に関する法律第18条  
第1項の規定の要件を満たしていると思込まれます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はあり  
ませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積等促進計画は原案のとおり承  
認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしま  
した。よって、本日の議事を閉じたいと思います。